図書館概況

令和2年度

小田原市図書館

人

1	あ	Ŋ	ф	み		1
2	機			構		7
3	施			設		8
4	運	営	方	針		9
5	業	務	内	容		9
6	蔵			書		1 2
7	利	用	統	計		1 3
8	経			費		1 6
9	図書	書館⊄	り利用	!	[内]	18
10	図青	書館(の広垣	 大利月	月とネットワーク	2 0
11	特	別	集	書		2 2
12	市	史系	扁さ	h		2 3
13	図	書館	出版	物		2 4
14	図	書館	協議	会		2 5
15	歴	代	館	長		2 6
16	小日	田原	文学	館		2 7
小	田原	市図	書館	運営	·方針 ······	3 1
【参 1	. –	列•‡	規則・	要糾	岡・要領	
_					·	3 4

	(2)	小田原市図書館条例施行規則	3 5
	(3)	小田原市図書館協議会規則	3 8
	(4)	小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則	3 8
	(5)	小田原文学館条例	3 9
	(6)	小田原文学館条例施行規則	4 0
	(7)	小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定	
		候補者選定委員会規則	4 1
	(8)	小田原市図書館資料の貸出券の交付等に関する要綱	4 2
	(9)	小田原市図書館資料の複写に関する要綱	4 5
	(10)	小田原市立図書館における団体貸出に関する取扱要領	4 5
	(11)	小田原市図書館雑誌スポンサー募集要領	4 6
	(12)	小田原市立中央図書館国立国会図書館デジタル化資料送信サービス	
		利用実施要領	4 8
	(13)	小田原市立中央図書館歴史的音源配信提供サービス利用実施要領	4 9
2	义	書館関係法令等	
	(1)	図書館法	5 2
	(2)	著作権法(抜粋)	5 6
	(3)	著作権法施行令(抜粋)	6 2
	(4)	子どもの読書活動の推進に関する法律	6 4
	(5)	図書館の自由に関する宣言	6 6

1 あゆみ

- 大. 5. 5 御大典記念、足柄下郡立図書館設立(蔵書 3,929 冊)
 - 12. 9 足柄下郡立図書館、関東大震災のため倒壊
- 昭. 7.11 小田原町図書館設立認可(神奈川県知事)
 - 8. 4 小田原町図書館開館(1日開館式、2日から一般公開・有料制、城址水の 公園内:木造2階建延 284.9 m³)
 - 8. 6 図書館利用案内と主題別図書目録を発行
 - 8. 7 夏期夜間開館開始(7月25日~8月30日以後毎年継続)
 - 11. 12 第1回読奨会開催(昭和13年6月まで継続)
 - 12. 5 蔵書冊数1万冊を超える
 - 12. 11 図書の館外貸出実施
 - 13. 11 図書の団体貸出実施
 - 15. 12 市制施行により小田原市図書館と改称
 - 17. 10 「印刷文化史展覧会」開催(小田原国民文学研究会と共催)
 - 18. 10 「開館10周年記念古典講座万葉集講義」開催
 - 20.10 小田原生活文化研究会発足(館内に事務局設置)
 - 20. 11 「第1回初等実用英語講座」開講
 - 21. 1 「新時代常識講座」開講
 - 21. 1 小田原児童文化研究会結成(館内に事務局設置)
 - 21. 1 小田原児童文化研究会実演部貝殻座の第1回童話会開催に協力
 - 21. 1 小田原俳句研究会結成(館内に事務局設置:後の小田原俳句文化協会)
 - 21. 3 「故牧雅雄氏遺作展覧会」開催
 - 21. 4 図書館規則が改正され、毎週月曜日が定期休館日となる
 - 22. 5 「透谷追慕展覧会·付現代文学者資料展」開催
 - 23. 8 小田原市図書館月報創刊
 - 23. 10 ナトコ映写機を連合国軍総司令部から貸与される
 - 24. 4 視聴覚資料(紙芝居·幻燈)収集利用開始
 - 24. 5 神奈川軍政部民間広報課小田原図書館開館
 - 24. 7 第1回レコード・コンサート開催 (昭和 47 年まで実施)
 - 26. 4 無料閲覧制実施
 - 26. 8 こども緑陰図書館開始(13日間:以後昭和56年第31回まで継続)
 - 28. 7 「第1回小田原よいとこ」発表会開催
 - 29. 1 第1期·第1回図書館協議会開催(小田原市図書館協議会規則可決)
 - 29. 6 旧新名女子高校跡に移転(木造 2 階建延 825 ㎡) 視聴覚資料室・小劇場・児童室・公開書架室を新設
 - 29. 6 日本十進分類法(新訂6版)・日本目録規則(1952年版)採用

- 29. 12 桜井・豊川・国府津・酒匂・下曽我分館設置
- 31. 1 小田原市図書館貸出文庫巡回開始
- 32. 4 上府中分館・片浦分館設置
- 33. 5 星崎定五郎氏から5万ドル(1,800万円)の寄付申出
- 33. 7 星崎記念館(小田原市図書館・児童文化センター)建設事務局発足
- 34. 11 星崎記念館竣工・開館式(鉄筋コンクリート3階建延 1,607 m²)
- 34.11 小田原市立図書館と改称し、星崎記念館へ移転
- 34. 11 小田原市立児童文化館開館
- 34. 11 「第1回郷土作家の美術展」開催(以後昭和57年まで定例開催)
- 34. 12 自動車文庫発足(専用自動車購入: ダットサン 1000 ライトバン)
- 35. 2 第1期·第1回児童文化専門委員会議開催
- 35. 4 曽我分館設置
- 35. 12 第1回読書ノート・コンクール表彰式開催(以後平成9年まで年1回定例 実施)
- 36. 3 第1回施設の子ども交歓会開催(以後53年まで年1回定例実施)
- 36. 3 「読書ノート・コンクール作品集」第1集を発刊(以後平成9年まで毎年継続発刊)
- 36. 4 下府中分館設置
- 36. 6 小田原アマチュア無線クラブ J A I Y B V館内に開局(昭和 55 年 10 月に 図書館から移転)
- 37. 4 視聴覚資料(16ミリフィルムを除く)の館外個人貸出開始
- 38. 10 「小田原市立図書館報」第1号を発刊
- 38. 11 第1回図書館教養ゼミナール「小田原の自然」開催
- 39. 6 児童文化館だより創刊(以後昭和45年22号まで継続)
- 39. 7 夏期初級語学講座開講(仏・独・露:以後昭和52年第14回まで継続)
- 39. 10 甲辰会発足(館内に事務局設置)
- 40. 11 1年間読書の会開設(以後月1回開催:昭和47年12月まで継続)
- 42. 4 文の会結成(館内に事務局設置)
- 42. 8 読売ブッククラブ西湘連絡協議会発足(館内に事務局設置)
- 46. 4 資料館新設(鉄筋コンクリート3階建延 770 m²)
- 46. 4 橘分館設置(橘町と合併)
- 47. 4 古文書調査員制度発足(内田哲夫・岩崎宗純・内田清の3氏に委嘱)
- 48. 11 駿豆相郷土資料連絡協議会発足(以後持ち回りで年2回定例開催、平成23 年度で開催終了)
- 51. 7 小田原文話会発足(館内に事務局設置)
- 53. 4 国府津分館廃止(国府津公民館(現在の名称は国府津学習館)図書室開設 のため)
- 53. 12 湘南 6 市図書館の雑誌相互保存に関する協定書発効
- 54. 5 小田原市立図書館報改題「LIB.」第1号を発刊
- 54. 8 県西地域広域市町村圏自動車文庫研究推進部会発足

(館長川添猛 部会長就任)

- 55. 5 蔵書冊数 10 万冊を超える
- 55. 10 小田原市図書館貸出文庫巡回開始
- 55.10 児童文化館を合併し、児童文化係を新設
- 55. 11 第1回読書感想画コンクール開催(以後平成9年まで年1回定例開催)
- 55. 12 よみきかせ会開始(以後継続)
- 56. 7 小田原市立図書館 50 周年史編さん委員会(委員8名)発足
- 56. 9 手づくり絵本講習会開催(県立川崎図書館と共催)
- 57. 3 古文書調査員制度、市史編さん事業に引き継ぐ形で一時休止
- 58. 10 小田原市立図書館創立 50 周年記念行事開催 (10 月 16 日から 12 月 11 日まで 7 事業を実施)
- 58. 11 館内において創立 50 周年記念式典及び祝賀会を挙行
- 58. 11 「小田原図書館五十年史」を発刊
- 59. 6 未整理図書解消促進事業開始 -10 か年計画-
- 59. 12 小劇場舞台装置一式 (100 万円相当 匿名) 寄贈される
- 60. 5 「プチ展」開始 総合受付前に小展示コーナー開設(平成4年度まで継続)
- 61. 4 桜井分館廃止(尊徳記念館図書室開設のため)
- 62. 4 CDリスニングルーム設置(オープンは7月1日)
- 62. 6 一般図書蔵書 10 万冊を超える
- 63. 3 「報徳集書解説目録」を発刊
- 63.10 小型オフィスコンピュータ導入 (昭和63.10児童図書関係業務稼動)

(昭和63.12 逐次刊行物受入業務稼動)

(平成元. 10 16ミリ映画フィルム関連業務稼動)

(リ CDリスニング関連業務稼動)

- 平. 元. 6 小田原市立図書館整備検討委員会設置
 - 2. 2 「御家中先祖並親類書」第1巻を発刊
 - 2. 8 小田原市立図書館整備検討委員会報告書を受領し、同委員会を解散
 - 2. 9 小田原市立図書館建設準備委員会設置
 - 2. 12 「一枚の古い写真」を発刊
 - 3. 3 「御家中先祖並親類書」第2巻を発刊
 - 3. 7 小田原市立図書館建設準備委員会報告書を受領し、同委員会を解散
 - 3. 7 (仮称) 小田原市立図書館東館用地の地上権設定契約締結
 - 3. 10 (仮称) 小田原市立図書館東館の設計着手
 - 4. 2 小田原市立図書館叢書4「随筆北原白秋」(藪田義雄 著)を発刊
 - 4. 9 (仮称) 小田原市立図書館東館建設工事着工
 - 5. 3 「御家中先祖並親類書」第3巻を発刊
 - 5. 7 図書館システムソフトウェア業務開発
 - 6. 3 条例改正 新図書館名「かもめ」に決定
 - 6. 3 「御家中先祖並親類書」第4巻を発刊
 - 6. 6 小田原市立かもめ図書館完成

- 6. 8 小田原市立かもめ図書館開館(蔵書 92,039 冊) 市立図書館及びかもめ図書館両館においてオンラインシステム稼動
- 6. 10 北村透谷没後 100 年展事業をかもめ図書館において開催 図録「土岐・運・来」発刊
- 6. 11 2 市 8 町広域市町村圏相互利用開始 小田原文学館開館(図書館所管)
- 7. 12 酒匂・下府中分館廃止(支所の廃止)
- 8. 1 マロニエ図書室開室 (川東タウンセンターマロニエ内、戸籍住民課所管) マロニエ図書室とのコンピュータ・ネットワーク稼動
- 8. 4 国民の祝日の開館を実施 小田原文学館で祝翌日の開館を実施 金曜日のみ午後7時までの延長開館を実施
- 9. 3 「小田原文学散歩道」発刊
- 9.11 旧御手洗邸を文学館別館として公開
- 10. 3 文学館の月曜日を開館し、特別整理期間を廃止
- 10. 4 文学館の通年開館を開始(年末年始期間を除く) かもめ図書館の水曜開館時間を午後7時まで延長
- 10. 6 公開書架増設のため本館改修
- 10. 10 「一枚の古い写真」改訂版を発刊 小田原文学館別館を愛称「白秋童謡館」として公開
- 11. 4 かもめ図書館でCDの貸出開始
- 11. 8 かもめ図書館開館5周年を記念して、映画会を市民会館及び視聴覚ホールにおいて開催
- 11. 10 「白秋童謡館開館1周年記念特別展」を開催 島田祐子氏による特別講演会を報徳会館において開催
- 12. 10 文学館正門を西海子通りに移設
- 12. 10 小田原文学館と白秋童謡館が国の登録有形文化財に登録される
- 12. 10 かもめ図書館において、火曜日から金曜日まで、午前9時から午後7時までの開館を実施
- 12. 11 8枚セットの絵葉書「ミニ展示図録」小田原文学館で販売開始
- 12. 11 第1回「全国童謡フェスティバル〜白秋 IN 小田原〜」を開催(生涯学習 政策課が所管)
- 13. 4 市史編さん課が市史編さん担当として図書館に編入 児童文化担当は青少年課に移管
- 13. 7 新図書館コンピュータシステムに移行 インターネットで蔵書目録を公開
- 13. 12 「第1回セピア色の写真展」を小田原城常盤木門で開催し、これに併せて市立図書館において記念講演「セピア色時代の小田原城下と東海道」を開催
- 13. 12 市史別編「自然」を発刊
- 14. 4 小田原文学館観桜会を開催(以後平成20年度まで毎年開催、計7回)
- 14. 4 かもめ図書館の図書カウンター業務を委託

- 15. 3 市史別編「年表」を発刊
- 16. 1 第2回「全国童謡フェスティバル白秋 IN 小田原」を開催(生涯学習政策 課が所管)
- 16. 2 ボランティアグループ「かもめ図書館フレンズ」発足
- 16. 3 市史編さん事業完了、市史編さん担当を廃止
- 16. 6 市立図書館内に地域資料室を開設
- 17. 4 市立図書館及びかもめ図書館両館で通年開館を開始(月曜日の定期休館日 を廃止、第1水曜日の館内整理日を毎月第4月曜日に変更)
- 17. 8 城北タウンセンターいずみ図書コーナーを開設・ネットワーク化
- 18. 4 小田原文学館に尾崎一雄邸書斎を移築復元し、開所
- 18. 6 小田原駅(アークロード市民窓口内)、国府津駅(国府津駅前窓口コーナー内)及び中央公民館2階受付の3か所に、図書返却用ブックポストを設置
- 19. 1 「第3回全国童謡フェスティバル白秋 IN 小田原」を開催(生涯学習政策 課が所管)
- 19. 2 西海子公園が「日本の歴史公園 100 選」に選定
- 19. 4 小田原市史ダイジェスト版「おだわらの歴史」を発刊
- 19. 4 図書館新システム(インターネットによる図書資料予約機能装備)・生涯学習センターけやき(旧中央公民館ブックポスト取扱除外)、国府津学習館、 尊徳記念館をネットワーク化
- 19. 4 市立図書館からかもめ図書館へ本館機能を移管
- 19. 8 橘タウンセンターこゆるぎ図書コーナーを開設・ネットワーク化
- 19. 10 図書館下曽我分館を廃止し、梅の里センターへ図書室機能を移転
- 20. 3 文学館白秋童謡館土蔵を貴重資料保管施設として整備
- 20. 6 重度障がい者への図書無償郵送サービスを開始
- 21. 3 貴重資料のデジタルデータ化を開始
- 21. 3 白秋童謡の散歩道を整備(生涯学習政策課の予算により執行)
- 22. 3 「星﨑記念館開館 50 周年記念誌『星﨑記念館の 50 年を振り返って』」を発刊
- 22. 10 「小田原市子ども読書推進活動計画」を策定
- 23. 3 東北地方太平洋沖地震の影響で、小田原文学館南門が倒壊
- 23. 4 機構改革により、図書館の所管が、教育委員会(生涯学習部)から市長部 局(文化部)に移管、図書館の業務は、教育委員会の補助執行となる
- 24. 6 平成 24 年 6 月 4 日よりクラウド型図書館システムの稼働開始
- 24. 10 小田原文学館本館及び白秋童謡館が小田原市歴史的風致維持向上計画(平成 23 年 6 月に国の認定を受けた)の中で歴史的風致形成建造物として指定される
- 25. 9 橘分館を廃止(橘支所廃止)
- 25. 9 小田原市土地開発公社から、小田原文学館用地を一部買い戻し

- 26. 3 小田原市歴史的風致維持向上計画に基づく小田原文学館・白秋童謡館の建物調査、測量調査を実施
- 26. 8 Amazon. co. jp から児童図書 (オールタイムベスト児童文学 100) の寄贈を 受ける
- 26. 8 かもめ図書館開館20周年記念事業を実施
- 26. 8 文化・生涯学習用地として、旧小田原保健福祉事務所跡地を神奈川県から 取得
- 27. 2 「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」を策定
- 27. 3 小田原市歴史的風致維持向上計画に基づく小田原文学館・白秋童謡館の構造調査を実施
- 28. 4 小田原文学館観覧者 20 万人達成(4月19日、達成記念イベント開催)
- 28. 5 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスを、かもめ図書館で開始
- 28. 9 国立国会図書館歴史的音源配信提供サービスを、かもめ図書館で開始
- 28. 11 第1回小田原市図書館を使った調べる学習コンクール表彰式開催
- 29. 3 第二次小田原市子ども読書活動推進計画を策定
- 29. 8 白秋童謡館を耐震工事のため休館
- 30. 7 ボニージャックスとベイビー・ブーに小田原童謡大使を委嘱
- 30. 7 白秋童謡館再オープン
- 31. 3 図書館分館(豊川分館、上府中分館、曽我分館、片浦分館)廃止 国府津駅前ブックポスト廃止
- 31. 4 小田原市図書館運営方針を策定 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補 者選定委員会設置
- 令. 元. 6 小田原文学館条例を一部改正し、観覧料の減額規定を追加
 - 元. 10 「白秋童謡のふるさと小田原」PR 動画の作成・配信
 - 元. 10 小田原文学館本館・管理棟改修等工事のため文学館本館を休館
 - 元. 10 令和元年 10 月 4 日よりシステム更新と合わせて IC 機器の稼働開始
 - 2. 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、かもめ図書館及び小田原文学館を臨時休館(6月8日まで)
 - 2. 3 小田原市立図書館(星崎記念館)閉館
 - 2. 4 小田原市立かもめ図書館の名称を小田原市立中央図書館に変更 ※「かもめ」は愛称として継続使用 月曜日を定期休館日に変更
 - 2. 4 利用者カード更新に伴うデザイン募集
 - 2. 6 小田原駅東口図書館指定管理業務開始(令和7年3月まで)
 - 2. 6 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除により中央図書館再開(一部 利用制限)

2 機 構

(令和2年7月1日現在)

教育委員会

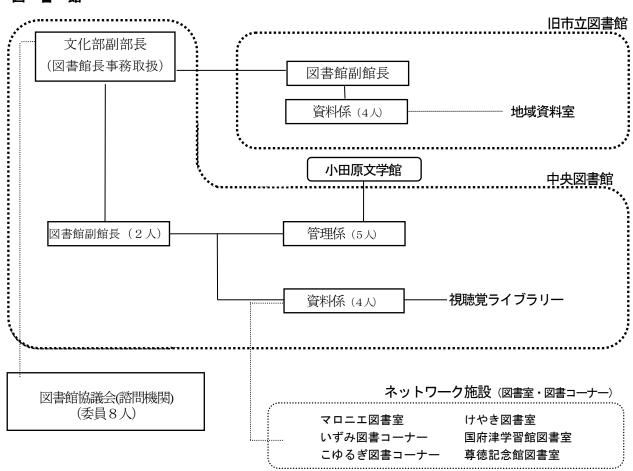


市長部局



【教育委員会事業補助執行部署】

図書館



3 施 設

(1) 小田原市立中央図書館(平成6年8月1日開館)

所 在 地 小田原市南鴨宮一丁目5番30号

うち障がい者用2台)

敷地面積 9,112.08 m²

建 物 延床面積 5,657.22 ㎡ 鉄筋コンクリート一部鉄骨造3階建

建 設 費 3,230,595 千円

(2) **旧小田原市立図書館**(昭和34年11月7日開館)※令和2年3月31日閉館

所 在 地 小田原市城内7番17号

敷地面積 2,856 m²

建 物 延床面積 2,363 m 鉄筋コンクリート造3階建

建 設 費 30,844 千円

(3) 小田原文学館

本館(平成6年11月23日開館 元宮内大臣田中光顕伯爵の別邸洋館(昭和12年建設) 国登 録有形文化財 歴史的風致形成建造物)

白秋童謡館(平成10年10月1日開館 同伯爵の別邸日本家屋(大正13年頃建設) 国登録有 形文化財 歴史的風致形成建造物)

尾崎一雄邸書斎(平成18年4月2日開所 下曽我から一部を移築復元)

所 在 地 小田原市南町二丁目3番4号

敷地面積 本館 4,116.55 ㎡ 駐車場 248.32 ㎡ 童謡館 1,755.86 ㎡
 建 物 本館 延床面積 298.48 ㎡ 鉄筋コンクリート造瓦葺 3 階建管理棟 延床面積 62.55 ㎡ 木造瓦葺平屋建(本館に隣接)

管理保 延床面積 62.55 m 不适瓦青平屋建 (本館に隣接) 童謡館 延床面積 221.14 m 木造銅板葺 2 階建、土蔵 39.66 m

尾崎邸 延床面積 42.68 m 木造瓦葺平屋建

施 設 本 館 展示室、展望室兼休憩室

管理棟 事務室

童謡館 展示室、収蔵庫(土蔵)

尾崎邸 展示室

4 運営方針

小田原市図書館では、令和2年3月に市立図書館(星崎記念館)を閉館し、中央図書館と小田原駅東口図書館(令和2年10月19日開館予定)との2館体制になることから、これまでの運営方針について見直しを行い、平成31年4月、「小田原市図書館運営方針」を作成した。

詳細については、31ページ「小田原市図書館運営方針」を参照。

5 業務内容

(1) 資料の収集・選択

公立図書館としての資料の収集及び選択はきわめて重要なことであり、図書館法においても「土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し」市民の教養向上、調査研究、レクリエーションなどに資することを規定している。

そこで図書館では資料収集に当たり、この法の精神に沿って、本市の歴史・地理・ 産業・文化等あらゆる情報を含む郷土資料を中核に置き、そこから地域住民の生活に 直結する資料群へ展開し、さらに一般資料に及ぶという有機的な蔵書構成法を採用し ている。

(2) 資料整理

一般資料の分類については、「日本十進分類法-新訂10版-」を使用している。 また、旧市立図書館で長年収集してきた郷土資料には自館独自の分類を併用している。 書誌情報は、コンピュータ目録(MARC)として作成され、各館には利用者用の 検索端末があり書名、著者名などにより中央図書館・ネットワーク施設(いずみ及び こゆるぎ図書コーナー、マロニエ、けやき・国府津学習館・尊徳記念館の各図書室) の図書・雑誌のほか、中央図書館所有の視聴覚資料の検索ができる。

また、旧市立図書館の特別集書や古文書については冊子体目録を編集している。 (図書館目録シリーズとして刊行)

なお、特別集書については、目録をホームページ上で公開しており、PDFファイルとしてダウンロードすることが可能となっている。

(3) 閲覧と貸出

中央図書館の1階には総合カウンターと児童カウンターを置き、図書、雑誌の閲覧と貸出を、2階には視聴覚カウンターを置き、視聴覚資料の貸出や館内視聴の受付けを行っている。

図書の返却については、各図書館・ネットワーク施設のいずれでも可能なほか、小田原駅アークロード市民窓口内に設置しているブックポストに投函することで返却が可能である。

(4) 予約業務

資料の予約については、各図書館・ネットワーク施設で予約申込みができるほか、インターネットを利用し、個人のパソコンや携帯電話から予約が可能となっている。 また、利用者が求める図書が本市の蔵書にない場合、購入又は他の図書館から借用するなどして、その図書を提供するサービスを行っている。

(5) 参考業務(レファレンスサービス)

図書館に寄せられる利用者からの様々な質問や相談に対して、図書館にある資料を 活用して、必要な情報を得られるように援助を行っている。

(6) 自動車文庫

図書館での利用が容易でない市内各地域の住民に対し、ネットワーク施設・地域文庫・放課後児童クラブ等の配本所に、定期的に巡回し配本活動を行っている。

(7) 視聴覚ライブラリー

中央図書館の視聴覚ライブラリーでは、16ミリ映画フィルム及び各種機材を整備して、こども映画会等館内利用のほか、官公庁・学校・保育園・幼稚園・社会教育団体等の団体に貸出しをしている。また、ビデオテープ、LD、カセットブック、スライド、レコードについては既存のものを整理し、CD、CDブック、DVDについては収集整理して利用者への貸出しを実施している。なお、視聴覚コーナーの視聴ブースでの視聴は内壁タイルの安全対策に伴い、2階への立ち入りができないことから、休止している。

(8) 集会 · 展示

ア 図書館総合歴史講座

平成 16 年度より、市史編さん収集資料を含む図書館所蔵の貴重資料等の有効活用と市民らへの還元を目的として開催している。

(令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止、2年度は休止、3年度以降は未定)

イ 図書館映画会

中央図書館は、毎月第2・第4土曜日に開催していたこども映画会の開催回数 を見直し、令和元年度から年3回、季節イベントとして図書館こども特別映画会 を開催している。また、一般向け映画会や、バリアフリー映画会を開催している。 旧市立図書館は8月にこども映画会を実施した。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年2月21日から開催中止)

ウ 絵本のよみきかせ

子どもに読書の楽しさや喜びを知ってもらうため、旧市立図書館では毎週土曜日にボランティアグループの「すずの会」がよみきかせを行った。中央図書館で

は毎週土・日曜日及び毎月第2・4火曜日に、ボランティアグループの「すずの会」、「ピーターパン」及び「おはなしたんぽぽ」により、中央図書館の子どもクラブ室やおはなしのへやで絵本・紙芝居などのよみきかせを行っている。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年2月29日から開催中止)

(9) ボランティアグループの活動

中央図書館では、平成 15 年度に発足した「かもめ図書館フレンズ」による図書の排架・排列規正、児童図書コーナーの飾り作り、図書の装備、館外美化、折り 紙教室や映画会の開催等のサポート活動をしており、図書館サービスや環境の向上につながっている。

6 蔵 書

(1)資料総数(令和元年度末現在)

(単位:冊)

		30年度末	増		加	減少	元年度末
		册 数	購入・登録*	寄 贈	編入ほか	除籍・変更ほか	現在冊数
中	一般図書	144,745	3,378	155	21	12,286	136,013
央	児 童 図 書	51,135	1,134	31	135	2,318	50,117
カュ	ヤングアダルト	5,016	169	0	0	809	4,376
もめ	自動車文庫図書	29,365	784	11	1	1,853	28,308
<u> </u>	計	230,261	5,465	197	157	17,266	218,814
	一般図書	158,983	1,305	318	8	4,192	156,422
旧	児 童 図 書	25,465	191	31	135	4,098	21,724
市	洋 書	973	0	0	0	0	973
<u> </u>	旧分類図書	14,184	0	0	0	0	14,184
	計	199,605	1,496	349	143	8,290	193,303
合	計	429,866	6,961	546	300	25,556	412,117

^{*}年度末に購入した図書を4月に登録することもあるため、購入・登録冊数と年度内購入冊数とは必ずしも一致しない。 *旧市立図書館の特別集書など一部の蔵書は冊数に含まない。

(2) 部門別資料数(令和元年度末現在)

(単位:冊)

		0 総 記	1 哲学·宗教	2 歴史·地理	3 社会科学	4 自然科学	5 工学·技術	6 産 業	7 芸 術
中	一般図書	2,850	6,430	13,298	16,654	10,056	10,052	4,615	12,854
央(児童図書	724	427	2,376	2,452	4,170	1,592	979	2,134
かも	ヤンク゛アタ゛ルト	91	168	154	580	377	128	46	141
8	自動車文庫	232	421	1,297	1,315	1,673	1,596	487	1,641
	一般図書	5,313	7,439	16,587	21,932	8,941	8,696	5,277	11,566
旧士	児童図書	482	193	1,192	1,204	1,564	722	370	1,538
旧 市 立	洋書	_	_	_	_				_
	旧分類図書	_	_	_	_			_	_

_									
		8 語 学	9 文 学	郷土資料	紙芝居	絵 本	参考資料	その他	合 計
中	一般図書	2,176	47,273	3,509	_	_	6,237	9	136,013
央(児童図書	744	13,761	156	1,976	17,572	792	262	50,117
かも	ヤンク゛アタ゛ルト	98	2,593						4,376
8	自動車文庫	304	12,800		_	6,542			28,308
	一般図書	2,416	52,144	15,530	_	_	576	5	156,422
旧士	児童図書	287	5,327	428	648	7,769		_	21,724
旧 市 立	洋書	_	_	_	_	_		973	973
	旧分類図書	_	_	_	_	_		14,184	14,184

(3) 視聴覚資料・機材(令和元年度末現在)

資 料 名	点数
16ミリ映画フィルム	378
ビデオテープ	3,526
DVD	895
レーザーディスク	281
CD	9,715
カセットブック	662
レコード	4,030
スライド	1,816
合 計	21,303

機材名	点数
16ミリ映写機	7
スライド映写機	2
スクリーン	7
暗幕	8
スピーカー	2
ズームレンズ	1

7 利用統計

(1) 図書館業務利用状況(令和元年度)

		新規登録者数 (人)	元年度末 登録者数 (人)	貸出者数(人)	貸出冊数(冊)※	予約業務 (冊)	参考業務 (件)	複写業務 (枚)
中央	一般	1,345	16,786	72,936	252,728	_		_
	児童	336	2,212	13,893	48,245			
(かもめ)	計	1,681	18,998	86,829	300,973	73,422	2,544	3,727
П	一般	276	3,402	14,950	41,913			_
旧 市 立	児童	51	317	1,536	6,600		1	
$\overline{\Lambda}$	計	327	3,719	16,486	48,513	3,097	1,061	11,689
î	合 計	2,008	22,717	103,315	349,486	76,519	3,605	15,416

^{※「}貸出冊数」はAVの貸出件数も含む。

(2) 自動車文庫利用状況(令和元年度)

	社会教育施設ほか	自治会・家庭文庫	放課後児童クラブほか	合計
配本団体数	5	2	26	33
配本冊数 (冊)	9,450	370	4,650	14,470

[※]年度途中でのシステム更新に伴い、集計方法に変更あり。

(3) 視聴覚ライブラリー利用状況(令和元年度)

団体貸	団体貸出(16ミリ関係)(点)					個人貸出 (点)				
種別利用団体	16 ミリ 映 画 フィルム	16ミリ映写機		ビデオテープ	カセットブック	レコード	CD	DVD	視 聴 ブース 利用件数	
社会教育団体	13	3	4							
学校教育団体	4	1								
事業所等	_	_	_	25.6		7	10.661	166	4 422	
官公庁	_	_	_	256	_	/	10,661	166	4,432	
その他	8	5	_							
計	25	9	4							

(4) 実施事業一覧(令和元年度)

内容	会場	実施 回数	参加者数(延べ人数)
読書活動推進講演会「心ってどこにあるのでしょう?」こんのひとみ	中央	1	33 人
布の絵本展	中央	1	269 人
16ミリ映写機操作技術認定講習会	中央	1	8人
図書館こどもクラブ	旧市立	6	90人
凶音明してもグラブ	中央	4	33 人
一日図書館員	中央	2	11 人
図書館たんけん隊	旧市立	1	6人
│ │絵本のよみきかせ	旧市立	44	439 人
版本のよみさかせ	中央	99	1,025 人
絵本のよみきかせ・お楽しみ会	旧市立	2	28 人
松本のよみさかせ・ね来しみ云	中央	4	114 人
1.1 ,ふ.) よい食1 7. 27 フ	旧市立	1	11人
としょかんお楽しみぶくろ	中央	1	43 人
手話のよみきかせ会 (障がい福祉課と共催)	中央	1	23 人
> 10.4 株田田東京人	旧市立	1	6人
こども特別映画会	中央	3	163 人
かもめ名画座	中央	7	686 人
かもめコンサート	中央	1	123 人
バリアフリー映画会	中央	1	43 人
図書館を使った調べる学習コンクール	中央	1	86 人
調べる学習チャレンジ講座	中央	2	18 人
育てよう!読書の木 (主催:事業協会)	中央	1	56 人
月面着陸 50 周年記念展示	中央	1	_
合 計	_	_	3,314 人

(5)体験学習等受入状況(令和元年度)

実施日	日数	内容	学校	学年等	人数	場所
7月2日	半日	施設見学・ インタビュー	富士見小学校	2年	10 人	中央図書館
7月23・30日 8月1日	3 目	5 年経験者研修 社会体験研修	国府津小学校	教諭	1人	中央図書館
8月2日	1 目	保育士2年目研修	仙石原幼児学園	教諭	1人	中央図書館
8月9・11・12日	3 日	5 年経験者研修 社会体験研修	中井町立中井中 学校	教諭	1人	中央図書館
10月8日	1 目	施設見学・ インタビュー	豊川小学校	2年	112 人	中央図書館
10月24日	1 目	職業体験学習	泉中学校	2年	2 人	中央図書館
10月24日	1 目	職業体験学習	酒匂中学校	2年	2 人	中央図書館
11月7日	半日	映画鑑賞・ 図書館利用体験	小田原養護学校	小 1· 2年	6人	中央図書館
11月15日	1日	職業体験学習	城山小学校	2年	3 人	旧市立図書館
11月20日	1日	職業体験学習	千代中学校	2年	3 人	旧市立図書館
11月20日	1 目	職業体験学習	千代中学校	2年	2 人	中央図書館
11月28日	1 目	職業体験学習	橘中学校	2年	2 人	中央図書館
12月5日	半日	施設見学・ インタビュー	泉中学校	1年	3 人	中央図書館
12月5日	半日	施設見学・ インタビュー	泉中学校	1年	4 人	旧市立図書館
1月17日	1 目	職場体験学習	白鷗中学校	2年	4 人	旧市立図書館
1月24日	1 日	職業体験学習	国府津中学校	2年	3 人	中央図書館
			受入 (うち職場体験学	総数 習および [†]	社会体験 码	159 人 肝修 24 人)

8 経 費

(1) 予算額

(単位 千円:職員給与費を除く)

		節		平成31年度(当初)	令和2年度(当初)	比較増減
1	報		酬	7,852	20,646	12,794
3	職	員 手	当 等	0	2,363	2,363
4	共	済	費	1,008	1,334	326
	賃		金	20,317		▲20,317
7	報	償	費	270	255	▲ 15
8	旅		費	175	969	794
10	需	用	費	87,874	37,523	▲ 50,351
11	役	務	費	1,067	1,293	226
12	委	託	料	102,259	321,732	219,473
13	使用	料及び賃	賃借料	51,496	104,109	52,613
14	I	事請負	負費	1,960	1,122	▲838
17	備」	品購	入費	456	6,591	6,135
18	負担金	金補助及び	が交付金	103	97	▲ 6
27	繰	出	金	774	772	▲2
	合		計	275,611	498,806	223,195

(100.00%)	67,900,000 千円	予算額	一般会計	令和2年度
(9.00%)	6,115,564 千円	IJ	教 育 費	"
(2.30%)	1,565,327 千円	IJ	社会教育費	"
(0.73%)	498,806 千円	IJ	図書館費	"

(2) 決算額

(単位 円:職員給与費除く)

		節		平成 30 年度	令和元年度	比較増減
1	報		酬	7,737,200	7,758,000	20,800
4	共	済	費	1,205,308	991,053	▲214,255
7	賃		金	17,527,715	16,525,428	▲ 1,002,287
8	報	償	費	233,000	258,000	25,000
9	旅		費	99,650	98,200	▲ 1,450
11	需	用	費	60,394,322	82,153,948	21,759,626
12	役	務	費	1,013,667	940,604	▲ 73,063
13	委	託	料	98,321,602	129,045,341	30,723,739
14	使用	料及び賃	賃借料	42,263,025	45,244,238	2,981,213
15	工	事請負	負費	36,075,920	20,201,170	▲ 15,874,750
18	備;	品購え	人費	57,974	408,240	350,266
19	負担金	金補助及び	交付金	80,000	103,000	23,000
28	繰	出	金	771,819	773,934	2,115
	合		計	265,781,202	304,501,156	38,719,954

(3) 資料機材費(当初予算額)

図書・雑誌・新聞

(単位:千円)

	項目	令和元年度	令和2年度	比較増減
中央	図 書 費 (紙芝居含む。)	8,123	8,123	0
	雑誌購入費(追録含む。)	1,219	1,857	638
(かもめ)	新聞購入費 (官報含む。)	448	501	53
旧	図 書 費 (紙芝居含む。)	3,190	0	▲3,190
市立	雑誌購入費(追録含む。)	1,694	0	▲ 1,694
<u>M</u> .	新聞購入費 (官報含む。)	638	0	▲ 638
東口	図書費	43,136	0	▲ 43,136
自動	車文庫図書費	1,062	1,062	0
	合 計	59,510	11,543	▲ 47,967

※東口図書館の令和2年度図書購入費は指定管理料に計上。

視聴覚資料・機材

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	比較増減
資料購入費	277	277	0
機材購入費	0	30	30
合 計	277	307	30

9 図書館の利用(案内)

(1) 開館時間

中央図書館 午前9時~午後7時(土・日曜日及び休日は午後5時まで) ※視聴覚ライブラリーは午後5時まで。

(2) 定期休館日

令和2年4月から月曜日。(ただし、休日に当たるときは、その翌日)、年末年始($12/28\sim1/3$)、特別整理期間(7日間以内)

(3) 貸出

ア図書

① 利用者カードの作成

利用者カード交付申込書(カウンターに常置)と次の表に示す提示書類を所定の窓口へ添付する。

	提示書類
小田原市内に居住する者 *南足柄市、足柄上郡、 足柄下郡及び中郡二宮 町内に居住する者	運転免許証・住民票の写し・健康保険証・身体 障害者手帳・母子健康手帳・老人福祉手帳・学 生証 その他の住所及び氏名を確認することが できる書類
小田原市内に通勤する者	住所、氏名及び勤務先を確認することができる 書類(定期券・社員証など)
小田原市内に通学する者	住所、氏名及び通学先を確認することができる 書類(学生証など)

※ 中学生以下は、保護者の承諾書が必要である。

この利用者カードは、中央図書館、マロニエ図書室、いずみ及びこゆるぎ図書コーナー、生涯学習センターけやき図書室、国府津学習館図書室、尊徳記念館図書室で共通して利用できる。

② 貸出手続き

貸出希望の図書と利用者カードを受付カウンターに提出して行う。

- ◆ 貸出冊数 10冊以内(別に紙芝居6点以内)
- ◆ 貸出期間 2週間以内

閉架書庫内にある資料は、カウンターへ請求の上、貸出を行う。

③ 図書郵送貸出

身体に障がいがある等の特別な理由により来館できない利用者に対し、図書及び紙芝居を郵送による貸出を行う。郵送料は、図書館と日本郵便株式会社が 折半し、利用者の負担は生じない。

対象者は利用登録ができるもののうち、次の要件を満たすものとする。

区分	対象事項
身体障害者手帳の交付を受 けている者のうち	両下肢等の障がいの程度が、両下肢若しくは体 幹の障がい若しくは移動機能障がいにあっては 1級若しくは2級、内臓機能障がいにあって は、1級若しくは3級、免疫機能障がいが1級 から3級まで
戦傷病手帳の交付を受けて いる者のうち	両下肢若しくは体幹の障がいが特別項症から第 2項症、内臓機能障がいは特別項症から第3項 症まで
介護保険の被保険者証の交 付を受けている者のうち	要介護 5

④ 視聴覚資料郵送貸出

視覚障がい(1級又は2級)がある利用登録者に対して、日本郵便株式会社の「特定録音物等郵便物」を利用して、視聴覚資料の郵送貸出を行っている。

イ 自動車文庫

配本所に定期的に配本を行う。

- ① 配本所として登録を希望する機関又は団体は、保管責任者を定め「自動車文庫登録申込書」を提出する。
- ② 配本所として登録されると一定の巡回周期で一定冊数の配本が行われる。

ウ 視聴覚ライブラリー(中央図書館のみ)

団体と個人の利用者を対象に視聴覚資料と機材の館外貸出をする。

- ① 16 ミリ映画フィルム・機材貸出(団体のみ)
 - a 16 ミリ映画フィルム・機材貸出券をカウンターに提出する。
 - b 16 ミリ映画フィルム・機材貸出券は、当該申込書により取得する。
 - c 16 ミリ映写操作技術認定証を有する者がいることを必要とする。

◆貸出点数

16 ミリフィルム4 点以内視聴覚機材各 1 点

◆貸出期間

16 ミリフィルム3 日以内視聴覚機材3 日以内

- ② ビデオテープ、CD、レコード等貸出
 - a ビデオテープ、カセットブック、CD、DVD、レコード、スライドなどの貸出手続は、利用者カードを受付カウンターに提出して行う。
 - b ビデオテープの貸出しは、館内視聴用の劇場用映画等を除いたものとし、 カウンターに別置されている「貸出用」と表示されてあるものに限る。
 - ◆貸出点数 6点以内(ビデオテープ、CD、DVDは各2点以内)
 - ◆貸出期間 7日以内

10 図書館の広域利用とネットワーク

(1) 図書館の広域利用

県西地域における図書館サービスの充実を図るため、図書館の広域利用について協 定及び申合せにより、次の地域の公共図書館及び図書室が利用できる。

小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・ 真鶴町・湯河原町・二宮町

(2) 小田原市図書館ネットワークシステム

中央図書館のほか、コミュニティ施設であるマロニエ図書室及びいずみ・こゆるぎの各図書コーナー、生涯学習施設である生涯学習センターけやき・国府津学習館・尊徳記念館の各図書室とネットワークで結び、図書館と蔵書の一元化を図るとともに、各館で予約や貸出・返却を可能としている。なお、市立図書館は令和2年3月31日をもって閉館した。(蔵書は移管予定)

平成24年6月より、クラウド型図書館システムを稼働している。

資料数(令和元年度末)

施設名	蔵書冊数
中央図書館(自動車文庫含)	218,814 冊
旧市立図書館※令和2年3月31日閉館	193,303 ∰
マロニエ図書室	16,159 冊
いずみ図書コーナー	4,623 ∰
こゆるぎ図書コーナー	4,555 ⊞
尊徳記念館図書室	9,565 ⊞
生涯学習センターけやき図書室(*)	21,066 ∰
国府津学習館図書室 (*)	3,108 ∰

*生涯学習センターけやき及び国府津学習館の蔵書冊数には、図書館システムでデータ管理されていない独自蔵書は含めない。

(3) 神奈川県図書館情報ネットワークシステム(KL-NET)

県立図書館と県内公共図書館等との間のインターネットによるネットワーク機能により、県内所蔵情報が一括検索できる横断検索サービスの提供や、他の県内公共図書館にある資料を借りることができる相互貸借を行っている。

(4) 国立国会図書館

神奈川県内の公共図書館等に所蔵されていない図書資料を対象として、国立国会図書館からの「資料取寄せサービス」及び「文献複写サービス」を実施している。資料搬送料及び複写料・複写資料送料は利用者の負担となる。

また、中央図書館では、館内に設置した端末を利用して、国立国会図書館がデジタル化した資料を閲覧及び複写できる「デジタル化資料送信サービス」や、貴重な録

音資料を聴くことができる「歴史的音源配信提供サービス」を実施している。デジタル化資料の複写のみ有料となる。

利用実績(令和元年度)

サービス名	利用件数	複写枚数
デジタル化資料送信サービス	82 件	695 枚
歴史的音源配信提供サービス		

11 特別集書

特	別集書名	成立年月	内容
A	片 岡 文 書	昭和 12.11 (599 点)	片岡永左衛門氏から小田原町方関係資料を受贈 昭和42年3月、目録シリーズ1として刊行
В	山縣公文庫	昭和 13.3 (1,015 点)	山縣有朋公蔵書のうち、兵書を除く多岐にわたる種類の図書を古口新吾氏から受贈 昭和44年3月、目録シリーズ3として刊行
С	木村錦花文庫	昭和 36.5 (576 点)	木村錦之助(錦花)氏から演劇関係資料を受贈
D	板 倉 文 書	昭和 35.9 (122 点)	板倉乙女氏から小田原藩関係資料を受贈 昭和45年3月、目録シリーズ4として刊行
Е	小 田 原 有信会文庫	昭和 37.3 (293 点)	小田原有信会から小田原藩関係資料を受贈 昭和43年3月、目録シリーズ2として刊行
F	牧野信一資料	昭和 37.3 (174 点)	図書館が収集してきた作家牧野信一の著書、原稿、 写真、その他牧野家に関する資料 昭和45年3月に目録シリーズ4として刊行
G	長谷川如是閑文 庫	昭和 40.1 (582 点)	長谷川如是閑氏から、一般教養図書を受贈
Н	山崎元幹文庫	昭和 41.5 (1,747 点)	元満鉄総裁山崎元幹氏から 10 回にわたって中国関係 及び満鉄関係資料を受贈 昭和46年3月、目録シリーズ5として刊行
J	報徳集書	(676点)	昭和8年以降図書館が収集してきた二宮尊徳に関する資料 昭和45年3月、目録シリーズ4として刊行 昭和63年、尊徳生誕200年祭を記念し、その後に収集した資料を加えて報徳集書解説目録を刊行
L	青蛙荘文庫	昭和 49.3 (1,348 点)	元館長石井富之助氏から郷土資料を中心に図書館関 係資料、文人の関連資料、石井氏自筆原稿等を受贈
M	藤田西湖文庫	昭和 49.3 (3,268 点)	甲賀流忍術の第 14 世藤田西湖の旧蔵本である武術関 係図書(和本、巻物、研究書等)を夫人菊枝氏から 受贈
N	柳田謙十郎文庫	昭和 62.7 (2,266 点)	昭和 61 年 7 月、自筆原稿など柳田謙十郎所蔵哲学関 係資料を二女節子氏から受贈
Р	藪田義雄沙羅文庫	平成元.2 (1,518 点)	小田原出身で北原白秋の秘書を務めた詩人藪田義雄 氏の夫人紗代氏から著作物、楽譜、自筆原稿を含め ほぼ全資料を受贈

アルファベットA~Pは請求記号

12 市史編さん

(1) 概要

市史編さん事業は、昭和56年4月に市役所企画課内に市史編さん係を設置し、 事業を開始した。昭和57年度から昭和61年度までの5年間は、主として資料の 調査の期間としてきた。

昭和61年4月に、市史編さん委員会及び市史編さん専門委員会を設置し、市史 発刊に向けての基本的事項や、計画の策定及び資料の調査収集や編集などを行って きた。

市史の発刊は、昭和63年度に史料編近世Ⅱを刊行して以降、平成15年度までに史料編9巻、通史編3巻、別編3巻の全15冊を刊行した。

平成16年3月をもって市史編さん事業は完了。同事業により収集された資料などは、市立図書館の図書担当に引き継がれた。同年6月に地域資料室を設置して、図書館で収集してきた資料等の公開と整理を行ってきた。地域資料室は令和2年3月の市立図書館閉館とともに業務を終了し、外部からの問い合わせの対応や移管する資料の整理を行っている。

(2) 市史刊行物

	原始・古代・中世	A 5 978p	6,000円
通史編	近世	A 5 1,030p	6,000円
	近現代	A 5 1,067p	6,000円
	原始・古代・中世 I	A 5 1,070p	6,000円
	中 世 Ⅱ 小田原北条1	A 5 1,034p	6,000円 (品切)
	中 世 Ⅲ 小田原北条 2	A 5 1, 136p	6,000円
	近 世 I 藩政	A 5 996p	5,500円
史料編	近 世 Ⅱ 藩領1	A 5 752p	5,000円
	近 世 Ⅲ 藩領2	A 5 848p	5,000円
	近代I	A 5 866p	5,000円
	近 代 Ⅱ	A 5 938p	5,000円
	現代	A 5 986p	5,500円
	城郭	В 5 702р	8,600円 (品切)
別編	自 然	B 5 468p	4,000円
	年表	B 5 522p	4,000円

13 図書館出版物

	図書館目録シリーズ]				
1	特別集書片岡文書解説目録	(昭和 42年)	A5	75P	
2	ル 小田原有信会文庫解説目録	(昭和43年)	A5	55P	
3	" 山縣公文庫目録	(昭和 44年)	A5	86P	
4	が 板倉文書解説目録・牧野信一	(昭和 45年)	A5	84P	
	資料解説目録・報徳集書目録				
5	" 山崎元幹文庫目録	(昭和 46年)	A5	158P	
6	小田原の近世文書目録 -稲子家文書- 1	(昭和 54年)	B5	183P	在庫なし
7	" 2	(昭和 56年)	B5	203P	在庫あり
8	" 3	(昭和 59年)	B5	195P	在庫あり
9	<i>"</i> 4	(昭和60年)	B5	162P	在庫あり
10	<i>"</i> 5	(昭和61年)	B5	174P	在庫あり
11	報徳集書解説目録	(昭和63年)	B5	154P	非売品
	,,,,=,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
ГБ	図書館叢書]				
	3音明取音」 福田正夫 一追想と資料一	(昭和 47年)	A5	117P	在庫なし
1		(昭和 55 年)	А3 В6	343P	在庫あり
2 3		(昭和 62 年)	В б А5 _{変形}	343P 312P	
	図書館一代 随想 北原白秋	(平成4年)			非売品
4	随您 北原日秋	(平成4年)	B6	335P	在庫あり
	図書館叢書]	(11111111111111111111111111111111111111			t and a second
1	明治小田原町誌 上	(昭和 50 年)	A5	189P	在庫あり
2	" 中	(昭和 50年)	A5	313P	在庫あり
3	" 下	(昭和53年)	A5	390P	在庫あり
4	御家中先祖並親類書 1	(平成2年)	A5	394P	在庫なし
5	<i>"</i> 2	(平成3年)	A5	310P	在庫あり
6	" 3	(平成5年)	A5	338P	在庫あり
7	<i>"</i> 4	(平成6年)	A5	390P	在庫あり
[]	記念出版]				
1	小田原図書館五十年史	(昭和58年)	A5変形	410P	在庫あり
2	一枚の古い写真	(平成2年)	A4	323P	在庫あり
3	土岐・運・来-『北村透谷没後 100年』展図録-	(平成6年)	B5	55P	在庫なし
4	一枚の古い写真 (改訂版)	(平成 10年)	A4	324P	在庫あり
5	星崎記念館開館 50 周年記念誌「星崎記念館の50年を振り返って」	(平成 22 年)	A5	85P	非売品
6	星崎記念館・小田原市立図書館閉館記念誌	(令和2年)	A4	100P	非売品
			-		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
Γ <i>Ζ</i>	· 小 # 1				
ιτ 1	・ の他] 小田原市史ダイジェスト版 おだわらの歴史	(平成 19年)	A5	240P	在庫なし
2	「生誕110年記念北原武夫展一あるモラリストの告白一」図録	(平成 19年)		240P 24P	在庫あり
			A4		
3	「坂口安吾」ができるまで展図録	(令和元年)	A4	24P	在庫あり

14 図書館協議会

第33期小田原市図書館協議会

任 期(平成30年10月1日~令和2年9月30日)

役 職 名	氏 名	区分	備考
委員長	野口武悟	学識経験者	専修大学文学部教授
副委員長	大塚 さとみ	学校教育関係者	小田原市学校図書ボランティア 連絡会代表
委員	倉澤 良一	学校教育関係者	小田原市学校図書館協議会会長 小田原市立酒匂小学校長
IJ	北河 文子	社会教育の関係者	小田原の図書館を考える会
IJ	馬見塚 昭久	学識経験者	小田原短期大学文学部准教授
IJ	石井 夕紀子	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	小田原市PTA連絡協議会 女性幹事長
IJ	佐々木 健	市民	公募
IJ	池田 啓司	市民	公募

※令和2年6月現在

15 歴代館長

代	館長名	専・兼任	就任期間
初	中田寿一郎	町長兼任	昭和 8年 1月から昭和 9年 5月まで
2	松岡 彰吉	専 任	昭和 9年 6月から昭和21年 2月まで
3	石井富之助	専 任	昭和21年 2月から昭和44年10月まで
4	河野 治郎	専 任	昭和 44 年 10 月から昭和 52 年 5月まで
5	川添猛	専 任	昭和52年 5月から平成 3年 3月まで
6	佐宗 欣二	専 任	平成 3年 4月から平成 5年 3月まで
7	柳下 忠義	専 任	平成 5年 4月から平成 8年 3月まで
8	小 泉 博	専 任	平成 8年 4月から平成 9年 3月まで
9	八亀 卓爾	専 任	平成 9年 4月から平成10年 3月まで
10	金井 彪好	専 任	平成 10 年 4月から平成 13 年 3月まで
11	本橋 勉	専 任	平成 13 年 4月から平成 16 年 3月まで
12	大木 徹	専 任	平成 16 年 4月から平成 19 年 3月まで
13	森 徳行	専 任	平成 19 年 4月から平成 22 年 3月まで
14	鈴 木 健	専 任	平成 22 年 4月から平成 26 年 3月まで
15	古矢 智子	文化部副部長兼任 (令和2年4月から)	平成 26 年 4月から

小田原文学館

初	三津木國輝	嘱託	平成 6年11月から平成10年 3月31日※
---	-------	----	------------------------

※以降、館長は置かない。

16 小田原文学館

(1) 概要

本市の南西部は箱根連山につながる山地、東部は曽我丘陵と呼ばれる丘陵地帯、 中央には酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成している。また南部は相模湾に面しており、北部は遠く丹沢山塊が連なっている。

本市では風光明媚な自然環境と過ごしやすい気候、先人により築かれた長い歴史と伝統・文化の下、北村透谷、尾崎一雄、川崎長太郎、牧野信一などの優れた文学者が輩出し、また、明治から昭和初期にかけては、政財界人や文化人たちの別荘地、あるいは保養の地として、北原白秋、谷崎潤一郎、三好達治など数多くの著名な文学者が滞在した。

小田原文学館は、これらの文学者に係る著書、原稿、愛用品等を収集し、整理保存し、及び展示して、市民の教養、調査研究等に資するとともに、この優れた文学的土壌を広く情報発信する場として、数多くの文学者とのゆかりを持つ南町に開館した。

文学館本館、文学館別館(白秋童謡館)及び尾崎一雄邸書斎の三つの建物からなり、文学館本館(管理棟含む)、別館(白秋童謡館)は平成12年9月26日に国登録有形文化財として登録、平成24年10月に歴史的風致形成建造物の指定を受けた。また敷地北半分は都市公園(西海子公園)に指定され、平成19年には日本の歴史公園100選に選ばれた。

(2) 事業内容

ア 文学館本館 平成6年11月23日開館

昭和12年に曾禰達蔵の設計で元宮内大臣田中光顕の別邸として建設された、鉄筋コンクリート造3階建てのスペイン風洋館である。

令和元年10月から令和2年3月まで、本館の改修工事を実施した。

(7) 常設展示

小田原出身及びゆかりの文学者 22 人を紹介した関係資料 (図書、雑誌、原稿、書簡、遺品類)約 120 点を展示

- a 小田原出身の文学者北村透谷、牧野信一、尾崎一雄、川崎長太郎、北原武夫、福田正夫、 井上康文等
- b 小田原ゆかりの文学者

谷崎潤一郎、北原白秋、北條秀司、村井弦斎、小杉天外、斎藤緑雨、三好達治、 坂口安吾、川田順、岸田國士 等

(イ) 特別展示の開催

a 主旨

図書館のほか、広く個人、他館の所蔵する小田原ゆかりの文学資料を一般に公開することにより、小田原固有の文学的風土等に関わる情報を全国に向けて発信し、観覧者の一層の増加を図るため開催する。

b 開催状況

回数	年度	テ ー マ
第1回	平成7年度	文学にみる小田原の海
第2回	平成8年度	牧野信一生誕 100 年展
第3回	平成8年度	あの日この日の世界 - 特別展・尾崎一雄
第4回	平成9年度	井上康文生誕 100 年展 小田原センチメント
第5回	平成 10 年度	川崎長太郎 小田原散歩みち
第6回	平成 11 年度	小田原から生まれたなつかしい童謡 — 白秋童謡館開館 1周年記念
第7回	平成 12 年度	童謡のふるさとおだわら - 白秋童謡が息づくまち
第8回	平成 13 年度	書画で見る白秋の詩情
第9回	平成14年度	生誕 100 年 - 北条秀司の偉業と生涯
第10回	平成 15 年度	坂口安吾展
第11回	平成 16 年度	小田原で生まれた「まざあ・ぐうす」 — みみずくの家 から日本の子供たちへ
第12回	平成17年度	私小説家・川崎長太郎 - 20年目の追悼
第13回	平成 18 年度	尾崎一雄の部屋
第14回	平成 19 年度	碑(いしぶみ)建立
第15回	平成20年度	作家の筆跡
第16回	平成 21 年度	小田原出身の俳人 藤田湘子の追憶
第17回	平成 21 年度	首藤剛志展 小田原ゆかりのシナリオライター
第18回	平成22年度	市制 70 周年記念企画 市制施行前後の小田原における作家たち
第19回	平成22年度	小田原を舞台とした作品展

第20回	平成23年度	尾崎一雄展 ―父祖の地 下曽我―
企画展	平成23年度	白秋の掛軸
特集展示	平成24年度	村井弦斎の小田原時代
第21回	平成24年度	北原白秋 一小田原での日々一
特集展示	平成24年度	田中光顕と小田原文学館
特集展示	平成24年度	福田正夫 小田原が生んだ民衆詩人
第22回	平成25年度	辻村伊助 アルプスに挑んだ小田原の登山家
第23回	平成25年度	井上康文 ある民衆詩人の足跡
第24回	平成26年度	没後120年記念 北村透谷 アンビションのかなたに
第25回	平成26年度	没後30年 藪田義雄 一白秋とともに―
展覧会	平成26年度	小田原ゆかりの皇族閑院宮を知る
第26回	平成26年度	没後 10 年記念 藤田湘子と近代俳句
第27回	平成27年度	没後30年特別展 川崎長太郎の歩いた路
第28回	平成27年度	生誕 130 年記念交流特別展 北原白秋-詩人の見た風景-
第29回	平成28年度	生誕 120 年記念 牧野信一の心象風景
第30回	平成29年度	生誕 110 年記念 北原武夫展 一あるモラリストの告白―
第31回	平成30年度	The People「民衆」展 ―われらは郷土から生まれる―
第32回	令和元年度	「坂口安吾」ができるまで

イ 文学館別館(白秋童謡館) 平成10年10月1日開館

大正 13 年頃に元宮内大臣田中光顕の別邸として建設された、木造 2 階建ての和 風建物である。平成 12 年 9 月 26 日に本館とともに国登録有形文化財として登録 された。

我が国最初となるマザーグースの本格的翻訳を含め小田原在住中の白秋が取り 分け打ち込んだ童謡創作活動を顕彰するために整備した。

白秋の童謡を映像と音楽で楽しむコーナー、みみずくの家の模型、初版本や直 筆原稿、作品集、マザーグースのコーナーなどを常設している。

平成29年8月から平成30年7月まで改修工事を実施し、銅板屋根の全面葺替 え、耐震補強、劣化部分の修理を行った。

ウ 尾崎一雄邸書斎 平成18年4月2日開館

本市出身の小説家であり、本市唯一の文化勲章受章者である尾崎一雄を顕彰するために開館した。

尾崎一雄が昭和22年に、下曽我に建築した建物の一部を移築したもので、旧邸の瓦、室内の部材のほとんどを使用して、書斎に関係する部分を復元したものである。あたかも執筆活動中にちょっと席を外したというイメージで、日用品や用具類をそのままに、書斎を再現している。

(3) 利用状況(令和元年度)

(単位:人)

区分	一般	小中学生	計
観覧者数	6, 152	97	6, 249

※開館日数 315 日

小田原市図書館運営方針

		各館の重点方針		
基本理念	基本方針	中央図書館(かもめ図書館)	小田原駅東口図書館	
		司令塔となる図書館	アクセスしやすい『出会う図書館』	
出会う図書館	1 広範な本や情報の提供	多様なニーズに対応する本や情報の提供	現代社会の課題に即した新鮮な本や情報の提供	
小田原市図書館は、 本や情報と出会い、 人と出会い、 新たな自分に出会う場として、 市民の豊かな暮らしを	市民の多様な知的好奇心に応えるとともに、新た な課題への気づきや解決への道筋を探るため、広 範な本や情報を収集、提供していきます。	多様なニーズに対応する広範な図書を、バリアフリー資料 も含めバランス良く揃えるともに、郷土の歴史や文学に関 する専門的な内容も含めた幅広いレファレンスサービスを 提供し、市民の文化的な生活を支援していきます。	に、多文化・多言語資料の収集にも努め、充実したレファ	
支援していきます。	2 読書活動の振興	活発な読書活動を促す環境の充実	読書に対する興味・関心の喚起	
	読書が、人間の成長や文化の発展に果たす役割を 踏まえ、文字・活字文化に親しみ、言語力を涵養 する機会として市民の読書活動の振興を図ってい きます。	読書の楽しみを提供する図書館活動や、図書館ネットワークシステム、自動車文庫サービス等を通じて、市内の広範囲に図書サービスが行きわたるよう環境の充実を図ります。	本と接する習慣を生み出す場として、活字離れが顕著な世代等を中心に読書に対する興味や関心を呼び起こし、多様な読書活動の振興を図ります。	
	3 次世代育成の推進	子ども読書活動の推進	子育て世代への情報提供と中高生世代の学習支援	
	次世代を担う子どもたちの生きる力を伸ばしてい くため、本や情報に親しむ場を提供し、健やかな 成長を支援していきます。	子どもが読書習慣を身につけ、本に親しむことができるよう各種事業を実施するとともに、保育・教育施設等との連携により就園児や児童、生徒を中心として読書活動の推進を図ります。		
	4 地域資産の継承	地域資料の保存、研究	地域資料を活用した地域の魅力の発信	
	先人たちが残してきた貴重な資料を収集、保存 し、郷土の歴史、文学、芸術等の文化や産業、風 土等に光を当て、地域固有の資産として継承して いきます。	地域資料を収集、保存し、その活用を図るため地域資料室 機能を設置、運営するとともに、本市の文学をはじめとす る地域資産の発掘、研究、認知の拡大に努めます。	郷土の文化や産業等に関連する資料や、現代で活躍するゆかりの人物の著作物等を活用し、市民や小田原を訪れる様々な人に、地域の魅力を幅広く発信していきます。	
	5 心地よい空間の創出	緑豊かな滞在型図書館	利便性に優れた都市型図書館	
	利用者が心地よく滞在できる空間を創出するとと もに、障がいのある人や日本語を母語としない人 なども安心して利用できる環境を整えます。	誰もが落ち着いて学び、考えることができる場であるよう に、緑豊かな静かな環境と、ゆとりある空間を生かした滞 在型図書館としての環境を整えていきます。		
	6 関係機関等との連携	図書館ボランティアの活動促進と関係機関等との連携	立地を生かした事業連携	
	図書館の持つ知的資産を最大限に生かすため、各 種事業を関係機関と連携し、図書館サービスを充 実していきます。	図書館ボランティアの活動を促進するとともに、関係機 関、団体等との連携を図ることで事業の多様性を広げ、図 書館の発信力を高めていきます。	図書館が設置される複合ビル内の他施設や小田原駅周辺の 事業者、市民団体等と連携した事業を展開することによ り、連携機関等の活性化や発展、地域の振興に寄与しま す。	

条例 • 規則 • 要綱 • 要領

小田原市図書館条例(昭和34年10月5日条例第21号)

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、 図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小田原市立中央図書館	小田原市南鴨宮一丁目5番30号

(事業)

- 第3条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 法第3条各号に掲げる事項に関すること。
 - (2) 全号に掲げるもののほか、法第2条第1項に規定する施設の目的を達成するために必要な事業

第4条 削除

(図書館協議会)

- 第5条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。
- 第6条 図書館協議会委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
 - (5) 市民
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委任)
- 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

小田原市図書館条例施行規則(平成6年7月29日教育委員会規則第8号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市図書館条例(昭和34年小田原市条例第21号)第7条の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

- 第2条 図書館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(次条において「休日」という。) に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日)
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日
 - (3) 特別整理期間として7日を超えない範囲内で小田原市教育委員会(以下「教育委員会」という。) が定める日
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

- **第3条** 図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日については、午前9時から午後5時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、視聴覚コーナーに係る開館時間は、全ての開館日において午前9時 から午後5時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館時間を伸縮 することができる。

(入館の制限)

- **第4条** 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者
 - (2) 施設又は設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められる者
 - (3) 他人に危害を及ぼし、又は人の迷惑となる物品を携帯する者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者 第2章 図書館資料等の貸出等

(閲覧等の方法)

第5条 図書館資料 (図書館法 (昭和25年法律第118号) 第3条第1号に掲げる資料をいう。 以下同じ。)の閲覧又は視聴は、別に定める手続によるものとする。

(図書資料の複写)

- **第6条** 図書資料(図書、文書、記録、逐次刊行物その他これらに類するものをいう。以下同じ。) の複写を希望する者は、別に定めるところにより、館長に申し込まなければならない。 (貸出しの対象)
- **第7条** 図書館資料及び視聴覚機材(以下「図書館資料等」という。)の貸出しを受けることができるものは、市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内に事業所等のある団体その他館長が特に適当と認めるものとする。

(貸出券の交付)

第8条 図書館資料等の貸出しを受けようとするものは、別に定めるところにより、貸出券の交付

を受けなければならない。

(貸出しの手続)

第9条 前条の規定により貸出券の交付を受けたものが、図書館資料等の貸出しを受けようとする場合は、貸出券を館長に提示しなければならない。

(届出の義務)

第10条 貸出券の交付を受けたものは、貸出券を紛失し、又は貸出券の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

(貸出しの数及び期間等)

第11条 同時に貸出しできる図書館資料等の数量及び期間は、次のとおりとする。

	区分	数量	期間
図書資料	図書	10冊以内	14日以内
	紙芝居	6点以内	14日以内
視聴覚資料	16ミリ映画フィルム	4点以内	3日以内
	その他の資料	6点以内	7日以内
視聴覚機材		各1点	3日以内

備考 視聴覚資料のうちビデオテープ及びCDの数量については、それぞれ2点以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、団体に同時に貸出しできる図書館資料等の数量及び期間については、 数量にあっては100冊を、期間にあっては1か月を上限として、当該団体の性質、貸出しの対象となる図書館資料等の区分等に応じて館長が別に定める。

(貸出しの制限)

- **第12条** 次に掲げる図書館資料は、貸出しをしないものとする。ただし、館長が特に必要がある と認める場合は、この限りでない。
 - (1) 「禁帯出」又は「常置」の表示のあるもの
 - (2) 新聞、官報及び神奈川県公報
 - (3) 逐次刊行物の最新号
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が指定したもの

(貸出しの停止等)

- **第13条** 館長は、図書館資料等の貸出しを受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、 貸出しを一定の期間停止することができる。
 - (1) 貸出期間満了後の督促に応じないとき。
 - (2) 図書館資料等を著しく破損し、汚損し、又は紛失したとき。
 - (3) 事実を偽って貸出券の交付を受けたことが明らかになったとき。
 - (4) 図書館資料等又は貸出券を、無断で他人に譲渡又は貸与したとき。

第3章 自動車文庫による貸出し

(貸出しの対象)

第14条 自動車文庫による図書資料の貸出しを受けることができるものは、市内に事業所等のある団体その他館長が特に適当と認めるもので、別に定めるところにより、登録を受けたものとする。

(貸出数の制限)

第15条 自動車文庫において貸出しできる図書資料の数量及び期間は、館長が特に必要があると 認める場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 数量 900冊を限度とし、1回の貸出しは、300冊以内とする。
- (2) 期間 3月以内

(届出の義務)

第16条 第14条の規定により登録を受けたものは、登録した事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

第4章 会議室等の使用

(使用の手続)

第17条 集会室及び視聴覚ホール(以下「会議室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用の禁止)

- **第18条** 教育委員会は、集会室等を使用しようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設又は設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 営利を目的とする興行その他これに類する行為をすると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。 第5章 雑則

(寄贈等の取扱)

- 第19条 図書館は、図書その他の資料の寄贈又は寄託を受けることができる。
- 2 寄託を受けた図書その他の資料は、特別の契約のある場合のほか、図書館所蔵のものと同じ取扱いをするものとする。
- 第20条 寄託を受けた図書その他の資料が、災害その他の不可抗力によって滅失し、又は損傷した場合は、図書館は損害賠償の責めを負わない。

(損害賠償)

第21条 図書館の施設、設備又は図書館資料等を破損し、汚損し、又は紛失した者は、教育委員会の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情によるものと認めた場合は、この限りでない。

(実施細目)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

小田原市図書館協議会規則(昭和38年10月1日教育委員会規則第7号)

(目的)

第1条 この規則は、小田原市図書館条例(昭和34年小田原市条例第21号)第5条の規定に基づき、図書館協議会委員(以下「委員」という。)の協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員長及び副委員長)

- 第2条 協議会運営のため委員の互選により委員長及び副委員長各1名をおく。
- 2 委員長および副委員長の任期は、委員の任期とする。
- 第3条 委員長は協議会を代表し、協議会の運営を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議会)

- 第4条 協議会は、委員長が招集する。
- 第5条 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則(昭和46年12月23日教育委員会規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市視聴覚ライブラリー(以下「ライブラリー」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

- 第2条 小田原市立中央図書館内にライブラリーを置き、視聴覚資料及び当該資料の利用に必要な 器具、機材を合理的に収集し、その活用、指導等を行う。 (準用)
- 第3条 小田原市図書館条例施行規則(平成6年小田原市教育委員会規則第8号)の規定は、視聴 党資料等の利用について準用する。

(庶務)

- **第4条** ライブラリーに関する事務は、文化部図書館に勤務する職員が処理する。
- **第5条** この規則に定めるもののほか、ライブラリーに関し必要な事項は、小田原市教育委員会が別に定める。

小田原文学館条例(平成6年9月30日条例第22号)

(趣旨)

第1条 この条例は、小田原文学館(以下「文学館」という。)の設置、管理等に関し必要な事項 を定めるものとする。

(設置)

第2条 小田原市にゆかりのある文学者に係る著書、原稿、愛用品等(以下「文学関係資料」という。)を収集し、整理保存し、及び展示して、市民の教養、調査研究等に資するため、文学館を 小田原市南町二丁目3番4号に設置する。

(観覧料)

- 第3条 文学関係資料を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。
- 2 前項の観覧料は、観覧の際に徴収する。

(観覧料の減免)

- **第4条** 市長は、特に必要と認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。 (観覧料の不還付)
- 第5条 既納の観覧料は、還付しない。

(入館の制限)

- **第6条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者には、文学館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。
 - (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
 - (2) 施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者 (損害賠償)
- **第7条** 入館者は、文学館の施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、文学館の管理等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表 (第3条関係)

	区分	金額(1人につき)
個人	一般	円
		250
	小学生及び中学生	100
団体	一般	180
	小学生及び中学生	70

備考 団体とは、20人以上又は教育委員会が団体扱いとすることが適当であると認めるものを いう。

小田原文学館条例施行規則(平成6年11月17日教育委員会規則第11号)

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原文学館条例(平成6年小田原市条例第22号。以下「条例」という。) 第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (事業)

- 第2条 小田原文学館(以下「文学館」という。)は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 文学関係資料の展示に関すること。
 - (2) 文学関係資料を収集し、これを整理すること。
 - (3) 文学関係資料の調査及び研究に関すること。
 - (4) 文学関係資料に関する案内書、解説書等の作成に関すること。 (休館日)
- 第3条 文学館の休館日は、12月28日から翌年の1月3日までの日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第4条 文学館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館時間を伸縮することができる。

(観覧料の減免)

- **第5条** 条例第4条の規定により観覧料を減額し、又は免除する基準は、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 管理上の都合その他の事由により文学館の施設の一部において文学関係資料を観覧することができない場合 教育委員会が定める額の減額
 - (2) 条例別表備考に規定する団体の引率者その他教育委員会が特に必要と認める者が、文学関係 資料を観覧する場合 免除
- 2 観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ、小田原文学館観覧料免除申請書(様式第1号)により、教育委員会に申請しなければならない。ただし、教育委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 教育委員会は、前項の規定により申請があったときは、その適否を決定し、小田原文学館観覧 料免除決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(入館者の遵守事項)

- 第6条 入館者は、文学館内において次の事項を守らなければならない。
 - (1) 施設又は展示品をき損するおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 所定の場所以外の場所で喫煙しないこと。
 - (3) 特に承認を受けたもののほか、所定の場所に備え付けた設備を移動しないこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上必要と認めて文学館内に掲示した事項 (委任)
- 第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定委員会規則(平成31年3月29日教育委員会規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定候補者選定委員会(以下、「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育で支援センターの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長及び教育委員会の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と定める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

- 第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 前条に規定する事項に関して専門的な知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱するもの。
 - (2) 文化部の職員
 - (3) 子ども背に少年部の職員
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときは、解嘱されるものとする。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を1名を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務 を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。 (会議)
- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席)
- **第6条** 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係ある者の出席を求め、 その意見又は説明を聞くことができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、文化部図書館において処理する。

(委任)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項を委員長が委員会に諮って定める。
- **小田原市図書館資料の貸出券の交付等に関する要綱**(平成18年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市図書館条例施行規則(平成6年小田原市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)の規定に基づき、図書館資料の閲覧等の手続、貸出券の交付及び自動車文庫の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧等の手続)

- 第2条 小田原市立中央図書館の視聴覚資料の視聴は、申込むものとする。 (貸出券)
- **第3条** 規則第8条の貸出券は、小田原市図書館等利用カード(様式第2号。以下「利用者カード」 という。)及び16ミリフィルム・機材貸出券(様式第3号)とし、貸出しを受けることができる図書館資料は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 利用者カード 16ミリ映画フィルム及び16ミリ映写機を除く図書館資料並びに視聴覚機材
 - (2) 16ミリフィルム・機材貸出券 16ミリ映画フィルム及び16ミリ映写機 (対象者)
- **第4条** 規則第7条の貸出券の交付を受けることができる者は、別表に定めるとおりとする。 (交付申込)
- **第5条** 規則第8条の貸出券の交付を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類に別表に定める書類を提示又は添付して館長に提出しなければならない。
 - (1) 個人利用 利用者カード申込書 (様式第4号)
 - (2) 団体利用 団体登録申請書(様式第5号)
 - (3) 16ミリフィルム・機材利用 16ミリフィルム・機材貸出券申込書(様式第6号) (交付)
- **第6条** 館長は、前条の申込書が提出された場合において、記載内容が事実に相違なく、かつ第4条の要件に該当しているときは、前条第1号及び第2号については第3条第1号の利用者カードを、前条第3号については第3条第2号の16ミリフィルム・機材貸出券を申込者に1枚交付するものとする。

(再交付)

- **第7条** 規則第10条により貸出券の再交付を受けようとする者は、利用者カード再交付願(様式 第7号)を提出するものとする。
- 2 再交付を受けようとする者は、実費相当額として100円を負担するものとする。
- 3 前項に係る実費相当額は、次の各号のいずれかに該当するときは、無料とすることができる。
 - (1) 団体利用者
 - (2) 貸出券が劣化した場合

- (3) 災害により滅失した場合
- (4) 盗難による場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が認める場合

(有効期間)

- 第8条 貸出券は、次の各号のいずれかに該当しない限り有効とする。
 - (1) 最終返却日から3年経過するまでの間、一度も使用がないとき。
 - (2) 規則第13条に規定する貸出しの停止処分がなされたとき。
 - (自動車文庫の貸出登録)
- 第9条 規則第14条に定める登録を受けようとするものは、自動車文庫登録申込書(様式第9号) を館長に提出し、その承認を得なければならない。 (登録の承認)
- 第10条 館長は、前条の申込書が提出された場合において、記載内容が事実に相違ないと認めた場合は、自動車文庫登録台帳に登録するとともに、申込者に自動車文庫登録承認書(様式第10号)を発行するものとする。

(登録の有効期間)

- 第11条 前条の登録は、自動車文庫登録廃止届 (様式第11号) の提出がない限り有効とする。 (登録事項の変更届)
- **第12条** 規則第10条による変更届については、次の各号による届書に別表に定める書類を提出するものとする。
 - (1) 第5条第1号による申請の変更届の場合は、利用者カード申込書(様式第4号)
 - (2) 第5条第2号による申請の変更届の場合は、団体登録申請事項変更届(様式第12号)
 - (3) 第5条第3号による申請の変更届の場合は、16ミリフィルム・機材貸出券申込事項変更届 (様式第13号)

別表(第4条、第5条関係)

010 2010					
	対象者	提示書類又は提出書類等			
	市内等居住者 個 人 利	 運転免許証、健康保険証、身体障害者手帳、学生証その他の住所及び氏名を確認することができる書類 義務教育終了前の者は保護者の署名又は利用者カード交付同意書(様式第14号) 			
利 用 者 力	用 市内等居住者以外で次のいずれかに該当 する者 1 市内の事業所等に通勤する者 2 市内の学校(専修学校及び各種学校 を含む。)に通学する者	住所及び氏名並びに勤務先又は通学先を 確認することができる書類			
1	団公立施設等	団体登録申請書に施設長の公印を押印			
K	体 上記以外の団体 利 用	団体登録申請書に代表者印の押印のほか、団体の規約、名簿等館長が必要と認めるもの			
	上記に掲げる者以外の者で館長が特に認め るもの	館長が別に定める書類			
16ミリフィルム・機材	市内に事業所等を有し、16ミリ映写機操作 技術認定証を保持する者を取扱責任者とす ることができる団体				
	上記に掲げる者以外の者で館長が特に認め るもの	館長が別に定める書類			

備考 この表において「市内等居住者」とは、県西地域広域市町村圏 (2市8町) 及び二宮町に居住する者をいう。

小田原市図書館図書資料の複写に関する要綱(平成6年8月1日)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、小田原市図書館条例施行規則(平成6年小田原市教育委員会規則第8号)第6条の規定に基づき、図書資料の複写に関し必要な事項を定めるものとする。 (複写の対象)
- 第2条 複写することができる図書資料は、当館所蔵ものに限る。 (複写の申込)
- 第3条 複写を希望する者は、複写申込書(様式第1号)により館長に申し込まなければならない。 (複写の承認)
- **第4条** 館長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたとき は複写を承認するものとする。ただし、複写は1複写部分について一枚限りとする。
- 2 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、複写を承認しないものとする。
 - (1) 著作権法(昭和45年法律第48号)に抵触するとき。
 - (2) 技術上複写が困難なとき。
 - (3) 当該図書資料の損傷の程度が著しいとき。
 - (4) その他複写を行うことが特に不適当であると認めるとき。 (複写の料金)
- 第5条 申込者から複写に要する実費を徴収する。
- 2 徴収する額は、モノクロコピーにあっては1枚につき10円、カラーコピーにあっては1枚に つき50円とする。

小田原市立図書館における団体貸出に関する取扱要領(平成25年4月25日)

(趣旨)

第1条 この要領は、小田原市図書館条例施行規則(平成6年小田原市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)第7条及び第11条第2項の規定に基づき、団体による図書館資料等の貸出(自動車文庫による貸出を除く。以下「団体貸出」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出資料、貸出数量及び期間)

第2条 団体に同時に貸出しできる図書館資料等の貸出冊数及び貸出期間は次の表のとおりとする。

団体区分	貸出冊数	貸出期間	備考
幼稚園、保育園、小学校及び中学校	100冊以内	1か月以内	1回につき40冊
(これに準じたものを含む。)			以内
その他の団体	50冊以内	1か月以内	

- 2 図書資料の貸出数量の制限は、次のとおりとする。
 - (1) 大活字本 20冊以内
 - (2) 大型絵本 10冊 2週間以内
 - (3) 紙芝居 6点以内
 - (4) その他 小説類を除き同一分野の資料は、20冊以内とする。

3 視聴覚資料については、上映権、著作権、放送等による制限のあるものは、団体貸出を行わない。

小田原市図書館雑誌スポンサー制度実施要領(平成26年1月1日)

(趣旨)

第1条 この要領は、小田原市有料広告掲載要綱(以下、「要綱」という。)第2条第2項、第3条及び第4条の規定に基づき、小田原市図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、最少の経費で市の図書館の雑誌コーナーを充実させ、図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

- **第3条** 広告を表示する者(以下「スポンサー」という。)が雑誌の購入費用を負担し、購入した 雑誌を小田原市の図書館に配架する。
- 2 スポンサーが購入した雑誌の配架位置及び保存、廃棄については、市が決定する。
- 3 市は、提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を、また雑誌架と提供雑誌の最新号カバー 裏面にスポンサーの広告を掲載する。

(スポンサー及び広告内容の基準)

- 第4条 スポンサーは企業、商店、団体等を対象とし、個人は対象外とする。
- 2 広告及びスポンサー名(以下、「広告等」という。)は市の図書館の公共性及び信頼性を損な うおそれのないものとし、要綱第2条第1項各号のいずれかに該当するものは掲載できない。 (広告等の規格等)
- 第5条 広告等の表示位置及びスペースは次のとおりとする。
 - (1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名を表示し、表示の大きさは縦4cm、横13cm以内で、地色は白色、文字は黒色とする。なお、貼付位置は最新号カバー底辺より4cm上部の中央とする。
 - (2) 雑誌架については、 スポンサーの希望する広告を表示するものとし、表示の大きさは縦15cm、21cm以内とする。なお、貼付位置は雑誌架にある個別のアクリル板の上辺より4cm下部の中央とする。
- (3) 提供雑誌の最新号カバーの裏面の広告は、最新号カバーに収まるサイズとし、片面印刷のものを使用する。
- 2 スポンサー名は、前項の表示位置のいずれにおいても同一名称を用いることとする。
- 3 スポンサー名表示及び広告はスポンサーが作成するものとする。
- 4 広告の内容変更は年間2回までとする。変更に当たっては、市と事前に協議し、その承認を得なければならない。

(広告等の掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、原則として市が掲載を決定した月の翌月から1年間とする。ただし、期間満了の 3γ 月前までに、市又は広告主いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(雑誌の選定)

- **第7条** スポンサーは、提供雑誌を別紙「雑誌リスト」より選定するものとする。 (雑誌の募集時期)
- 第8条 スポンサーの募集は随時とする。

(申込方法)

第9条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、「小田原市図書館雑誌スポンサー制度 申込書」(様式第1号)に必要事項を記入し、掲載希望の広告(案)を添えて、図書館に提出す るものとする。

(スポンサー及び広告内容の決定)

- 第10条 市長は、前条の申込みを受けた場合には、要綱第7条に規定する広告審査会事務局に申 込状況を情報提供するとともに、要綱及びこの要領の定めるところにより審査を行い、スポンサ 一及び広告内容を決定するものとする。
- 2 同一雑誌に重複して申込みがあった場合は、要綱第5条の規定によるものとする。
- 3 前項の規定に関わらず既にスポンサーが付いている雑誌については、既スポンサーを優先する ものとする。
- 4 広告等の決定に疑義が生じた場合には、要綱第7条に規定する広告審査会において審査し、可否を決定するものとする。

(契約)

第11条 申込者は、雑誌スポンサー制度のスポンサーに決定した場合、覚書(様式第2号)により市と契約を締結するものとする。

(支払方法)

第12条 スポンサーは、雑誌購入代金を、市指定の納入業者に直接支払うものとする。なお、振 込手数料が発生する場合は、スポンサーの負担とする。

(雑誌が休刊した場合の措置)

第13条 広告主提供の雑誌が休刊した場合は、小田原市の図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(広告掲載の責務)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、スポンサーが負うものとし、広告掲載に関連して第 三者に損害を与えた場合は、スポンサーの負担において解決するものとする。

小田原市立中央図書館国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用実施要領

(平成28年3月1日)

(趣旨)

第1条 この要領は、国立国会図書館資料利用規則(平成16年国立国会図書館規則第5号)第5章の2の規定に基づき、小田原市立中央図書館(以下、「中央図書館」という。)が送信を受けた国立国会図書館デジタル化資料(以下「送信資料」という。)の閲覧及び複写サービス(以下、「サービス」という。)の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 サービスを利用できる者は、小田原市図書館資料の貸出券の交付等に関する要綱(平成18年)第6条の規定により利用者カードの交付を受けた個人の登録利用者とする。 (送信資料の閲覧)

- **第3条** 送信資料の閲覧を希望する者(以下「閲覧希望者」)は、デジタル化資料閲覧申込書(様式第1号。以下「閲覧申込書」という)を館長に提出しなければならない。
- 2 館長は、閲覧申込書の提出を受けたときは、閲覧希望者が前条に規定する要件を満たしていることを確認しなければならない。
- 3 送信資料の閲覧は、中央図書館内に設置した利用者用インターネット端末(以下「閲覧用端末」という。)を当館職員(以下「職員」という。)がログイン操作をし、閲覧希望者が閲覧するものとする。
- 4 職員は、閲覧希望者が次の各号に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講じなければならない。
- (1) 閲覧用端末の持ち出し
- (2) 閲覧用端末への外部記憶機器等の接続
- (3) 閲覧用端末の画面の撮影
- (4) 画面キャプチャ又は電子ファイルの取得
- 5 閲覧の終了を確認した際は、職員が閲覧用端末のログアウト操作を行うものとする。 (送信資料の複写)
- 第4条 送信資料の複写を希望する者(以下「複写希望者」)は、複写申込書(小田原市図書館資料の複写に関する要綱様式第1号)を館長に提出しなければならない。
- 2 館長は、複写申込書の提出を受けたときは、著作権法(昭和45年法律第48号)に遵守した 複写内容であることを確認しなければならない。
- 3 送信資料の複写は、中央図書館内に設置した管理用端末及びプリンタを職員が操作し、複写希望者に複写物を提供するものとする。
- 4 職員は、複写の作業を終了した後、管理用端末及びプリンタに印刷時のデータが残らないようにしなければならない。
- 5 複写申込書は、複写記録として1年間保存するものとする。 (利用料金)
- **第5条** 送信資料の閲覧は無料とする。ただし、前条による複写の利用料金については、別に定める小田原市図書館資料の複写に関する要綱によるものとする。

(利用時間)

- **第6条** サービスを利用することができる時間は、小田原市図書館条例施行規則(平成6年7月29日教育委員会規則第8号)に定める当館の開館時間中とする。
- 2 送信資料の閲覧にかかる1回の利用時間は1時間以内とする。ただし、次の利用者がいない場合は延長できるものとする。

(ID・パスワードの管理)

- 第7条 館長は、サービスに必要な I D及びパスワードを適正に管理しなければならない。 (補則)
- 第8条 この要領に定めるもののほか、サービスの実施に関し必要な事項は、館長が定める。

小田原市立中央図書館歴史的音源配信提供サービス利用実施要領

(平成28年9月30日)

(趣旨)

第1条 この要領は、国立国会図書館の「歴史的音源の公立図書館等への配信提供サービス参加規定」(平成24年6月29日 国図関西1206212号)に基づき、小田原市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)が配信を受けた歴史的音源の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 歴史的音源の視聴を希望する者(以下「視聴希望者」)を対象とし、特別な制限は設けないものとする。

(歴史的音源の視聴)

- **第3条** 視聴希望者は、歴史的音源配信提供サービス利用申込書(様式第1号。以下「申込書」という)を館長に提出しなければならない。
- 2 歴史的音源の視聴は、中央図書館内に設置した利用者用インターネット端末(以下「端末」という。)を当館職員(以下「職員」という。)がログイン操作をし、視聴希望者が視聴するものとする。
- 3 職員は、視聴希望者が次の各号に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講じなければならない。
- (1) 端末・ヘッドフォンの持ち出し
- (2) 端末への外部記憶機器等の接続
- (3) 閲覧用端末の画面の撮影
- (4) 電子ファイルの取得
- 4 視聴の終了を確認した際は、職員が端末のログアウト操作を行うものとする。

(利用料金)

第4条 歴史的音源の視聴は無料とする。

(利用時間)

- **第5条** 歴史的音源配信提供(以下「サービス」という。)を利用することができる時間は、午前 9時00分から午後5時00分の間とする。
- 2 1回の利用時間は1時間以内とする。ただし、次の利用者がいない場合は延長できるものとする。

(ID・パスワードの管理)

第6条 館長は、サービスに必要な I D及びパスワードを適正に管理しなければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、サービスの実施に関し必要な事項は、館長が定める。

図書館関係法令等

図書館法(昭和25年4月30日 法律第118号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号) の精神に基き、図書館の設置 及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展 に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三十四条 の法人が設置するもの (学校に附属する図書館又は図書室を除く。) をいう。
- 2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

- 第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
 - 1. 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、 記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書 館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。
 - 2. 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 3. 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
 - 4. 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
 - 5. 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 6. 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
 - 7. 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
 - 8. 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 9. 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。 (司書及び司書補)
- 第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。
- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 1. 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 2. 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの
- 3. 次に掲げる職にあった期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を 修了したもの

イ 司書補の職

- ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に 相当するもの
- ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸 員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
 - 1. 司書の資格を有する者
- 2. 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第九十条第一項 の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

- 第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき 図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあっては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する 刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

- 第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。
- **第11条** 削除
- 第12条 削除

(職員)

- 第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。)にあっては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。
- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

- 第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。
- 第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館 に置く図書館協議会の委員にあっては、当該地方公共団体の長)が任命する。
- 第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し 必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。 この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するもの とする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはな らない。

第18条及び第19条 削除

(図書館の補助)

- 第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、 設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。
- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第21条 削除
- **第22条** 削除
- **第23条** 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。
 - 1. 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
 - 2. 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

3. 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。 第三章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

- 第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。
- 2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営 に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

- 第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。
- 第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

- 第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。 (図書館同種施設)
- 第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。
- 2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

著作権法(抜粋)(昭和45年5月6日 法律第48号)

(私的使用のための複製)

- **第30条** 著作権の目的となっている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。
 - 1. 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合 2. 技術的保護手段の回避(第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合
 - 3. 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であって、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合
- 2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であって政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(付随対象著作物の利用)

- 第30条の2 写真の撮影、録音又は録画(以下この項において「写真の撮影等」という。)の方法によって著作物を創作するに当たって、当該著作物(以下この条において「写真等著作物」という。)に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物(当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。)は、当該創作に伴って複製又は翻案することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により複製又は翻案された付随対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用 に伴って利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の 態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。 (検討の過程における利用)
- 第30条の3 著作権者の許諾を得て、又は第六十七条第一項、第六十八条第一項若しくは第六十 九条の規定による裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の 過程(当該許諾を得、又は当該裁定を受ける過程を含む。)における利用に供することを目的と

する場合には、その必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。ただ し、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害するこ ととなる場合は、この限りでない。

(技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用)

- **第30条の4** 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 1 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
- 2 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。)の用に供する場合
- 3 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該 著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用(プログラムの著作物にあっては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合 (図書館等における複製等)
- 第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。
 - 1. 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部。 第三項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合
 - 2. 図書館資料の保存のため必要がある場合
 - 3. 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信(送信可能化を含む。同項において同じ。)に用いるため、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。
- 3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

(引用)

- **第32条** 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、 公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内 で行なわれるものでなければならない。
- 2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

(教科用図書等への掲載)

- 第33条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であって、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。) に掲載することができる。
- 2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、 同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長 官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。
- 4 前三項の規定は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信教育用学習図書及び教 科用図書に係る教師用指導書(当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。)への著 作物の掲載について準用する。

(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

- 第33条の2 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材(学校教育法第三十四条第二項又は第三項(これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。)に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴っていずれの方法によるかを問わず利用することができる。
- 2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及U利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

第33条の3 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用す

るために必要な方式により複製することができる。

- 2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物(点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。)を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあっては、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。
- 3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。
- 4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年 法律第八十一号)第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電 磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利 用することができる。

(学校教育番組の放送等)

- 第34条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、若しくは有線放送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあっては、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第十四条第三項第二号に規定する放送区域をいう。以下同じ。)において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。
- 2 前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作者に通知するとともに、相当な額の補 償金を著作権者に支払わなければならない。

(学校その他の教育機関における複製等)

- 第35条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償 金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、 当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提 示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、 若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業 を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

(試験問題としての複製等)

第36条 公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目

的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。次項において同じ。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償 金を著作権者に支払わなければならない。

(視覚障害者等のための複製等)

- 第37条 公表された著作物は、点字により複製することができる。
- 2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。)を行うことができる。
- 3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であって、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によっては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

(聴覚障害者等のための複製等)

- 第37条の2 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者(以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であって、聴覚によりその表現が認識される方式(聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。)について、専ら聴覚障害者等で当該方式によっては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。
 - 1. 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うこと。
 - 2. 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること(当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声

の複製と併せて行うものに限る。)。

(営利を目的としない上演等)

- 第38条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。
- 2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、 有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公 衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信 装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。
- 3 放送され、又は有線放送される著作物(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。)は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする
- 4 公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。
- 5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第二号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。)は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者(第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならない。

(時事問題に関する論説の転載等)

- 第39条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説(学術的な性質を有するものを除く。)は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により放送され、若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される論説は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

著作権法施行令(抜粋) (昭和45年12月10日 政令第335号)

(図書館資料の複製が認められる図書館等)

- 第1条の3 法第三十一条第一項(法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員(以下「司書等」という。)が置かれているものとする。
 - 1. 図書館法第二条第一項の図書館
 - 2. 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)に設置された図書館及びこれに類する施設
 - 3. 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の 法律に特別の規定があるものに設置された図書館
 - 4. 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの
 - 5. 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
 - 6. 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人(次条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。)が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第六号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。 (視覚障害者等のための複製等が認められる者)
- **第2条** 法第三十七条第三項(法第八十六条第一項及び第三項並びに第百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
 - 1. 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者(イ、ニ又は チに掲げる施設を設置する者にあっては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあっては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)
 - イ 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第七条第一項の障害児入所施設及び児童発 達支援センター
 - ロ 大学等の図書館及びこれに類する施設
 - ハ 国立国会図書館
 - 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項の視聴覚障害者情報 提供施設
 - ホ 図書館法第二条第一項の図書館(司書等が置かれているものに限る。)
 - へ 学校図書館法 (昭和二十八年法律第百八十五号) 第二条の学校図書館
 - ト 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号) 第五条の三の養護老人ホーム及び特別養護 老人ホーム
 - チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設

- 2. 前号に掲げる者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人(法第二条第六項に規定する法人をいう。以下同じ。)で次に掲げる要件を満たすもの
- イ 視覚障害者等のための複製又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。ロにおいて同じ。)を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力及び経理的基礎を有していること。
- ロ 視覚障害者等のための複製又は公衆送信を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれていること。
- ハ 情報を提供する視覚障害者等の名簿を作成していること(当該名簿を作成している第三者を通じて情報を提供する場合にあっては、当該名簿を確認していること)。
- ニ 法人の名称並びに代表者(法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。以下同じ。)の 氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める事項について、文部科学省令で定めるところにより、 公表していること。
- 2 文化庁長官は、前項第二号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。 (聴覚障害者等のための複製等が認められる者)
- 第2条の2 法第三十七条の二(法第八十六条第一項及び第三項並びに第百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じて当該各号に定める者とする。
 - 1. 法第三十七条の二第一号(法第八十六条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)に掲げる利用 次に掲げる者
 - イ 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴覚障害者等の ために情報を提供する事業を行う者(国、地方公共団体又は一般社団法人等に限る。)
 - ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚 障害者等のための複製又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を的確かつ円滑に行うこと ができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するも の
 - 2. 法第三十七条の二第二号(法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる利用 次に掲げる者(同号の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従って行う者に限る。)
 - イ 次に掲げる施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者((2)に 掲げる施設を設置する者にあっては国、地方公共団体又は一般社団法人等、(3)に掲げる 施設を設置する者にあっては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)
 - (1) 大学等の図書館及びこれに類する施設
 - (2) 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設
 - (3) 図書館法第二条第一項の図書館(司書等が置かれているものに限る。)
 - (4) 学校図書館法第二条の学校図書館
 - ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚 障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の 体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第一号ロ又は第二号ロの規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設)

- 第2条の3 法第三十八条第五項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
 - 1. 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設
 - 2. 図書館法第二条第一項の図書館
 - 3. 前二号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うもののうち、文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第三号の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を 学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付 けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会と あらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整 備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の青務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が 推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な 役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、 学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるも のとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- **第8条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。 (都道府県子ども読書活動推進計画等)
- **第9条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画 を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- **第10条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

図書館の自由に関する宣言(日本図書館協会 1954 年採択 1979 年改訂 1979 年 5 月 30 日 総会決議)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である

知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自 由の保障があってこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

- 2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を 社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのこ とに責任を負う機関である。
- 3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
- 4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
- 5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。

外国人も、その権利は保障される。

6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、 すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

- 1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
- 2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。 その際、
- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自

己規制したりはしない。

- (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主 張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
- 3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
- 2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する 資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることは ない。
- 3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。
 - 図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
- 4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

- 1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
- 2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
- 3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、 国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。

検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、

廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。 したがって、図書館はすべての検閲に反対する。

- 2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
- 3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

- 1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
- 2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、 図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を 守りぬく責任をもつ。
- 3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
- 4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

小田原市の概要

1 面積 113.81 km 2 人口 189,376 人 3 世帯数 82,012 世帯

4 学校数

が 稚 園 16園 (公立 6・私立 10) 小 学 校 26校 (公立 25・私立 1) 中 学 校 13校 (公立 11・私立 2) 高等学校 7校 (公立 4・私立 3) 短期大学 1校 (私立 1)

 短期大字
 I 校
 (私立
 I)

 大
 学
 I 校
 (私立
 I)

※総務課発行 令和2年度版小田原市ミニ統計より

図 書館 概況

(令和2年度版)

令和 2年 9月 発行

編集•発行:小田原市文化部図書館

小田原市南鴨宮1-5-30

TEL (0465)49-7800

(小田原市立中央図書館(かもめ))